

ガイドラインの主なポイントについて

○ p 4 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、 ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
「地域連携」	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

「地域連携」型の部活動とは・・・

- ・学校管理下の部活動において、外部指導者などを活用し運営を行うこと。
- ・合同部活動や拠点校型部活動を実施し、休日の活動を集約し活性化させること。

○ p 7 地域クラブ活動の在り方

- ・地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。

○ p 8 地域クラブ活動に関する認定制度

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。
- 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。
※認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

p 28～29 適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】 週 2 日以上の休養日を設定すること。

【活動時間】 1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

- ・ 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。
- ・ 週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり 2 日以上以上の休養日を設けたうえで、平日の活動を週 3 日以内に抑えつつ、休日に 2 日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。

p 31 全国大会をはじめとする大会等の在り方

● 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直すこと。

● 生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。

- ・ 学校の設置者等は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するなどの工夫を行うこと。

大分市における認定地域クラブ活動の認定要件について

国が示した要件に追記し、認定地域クラブがガイドラインに則り適切な運営を行うことを目的とする。

(1) 適切な活動時間や休養日の設定について (案)

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、「大分市部活動ガイドライン」に準じ、週2日以上（平日1日以上、週休1日以上）の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること
- 毎月の活動計画と活動実績を大分市教育委員会に報告すること
- 大会・コンクールの参加は総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月あたり1大会程度とし、休養日を適切に設定すること。ただし、中体連、競技団体、文化団体主催の大会・コンクールで上位大会への出場に係る予選大会等の参加は可とする。
※ 競技団体が実施するリーグ戦等を実施している場合、休養日を設定できるよう参加回数を調整する

(2) 学校等との連携について (案)

- 大分市教育委員会に提出した地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有することとする
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること
- 大分市教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、大分市教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと

地域クラブ活動の運営体制について

1 民間事業者等の活用（運営パターン1）

実証事業において一括して委託している自治体は多くあるが、中核市の中で全市的に委託している都市の情報はない。

2 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会等の活用（運営パターン2）

市全体の全体調整、指導者育成等を委託

(1) 兵庫県 神戸市 市立中学校 80 校 生徒数 33,139 人 (R6,5)

- ・令和 7 年 9 月 コベカクラブ開始
- ・「コベカクラブ事務局」を設置（シンコースポーツ兵庫株式会社に委託）
- ・参加費は、活動団体によって異なり、月会費や年会費として徴収される場合がある。
- ・運営団体の募集を今年 1 月に開始し、3 月下旬に登録クラブを公表

(2) 兵庫県姫路市 市立中学校 33 校 生徒数 14,785 人 (R6,5)

- ・姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動（姫カツ） 令和 8 年 9 月より
- ・年会費 3,000 円 月会費 3,000 円 姫カツ運営事務局が対応
- ・将来的な部活動の廃止を見据え、令和 10 年 10 月を目途に平日にも姫カツを展開予定
- ・指導者謝金は、参加生徒人数により金額支払上限、活動時間支払上限を設ける予定

3 自治体主体の運営（運営パターン3）

教育委員会と学校が中心となって団体を設立し、その団体の方針に則り地域団体、地域クラブが運営

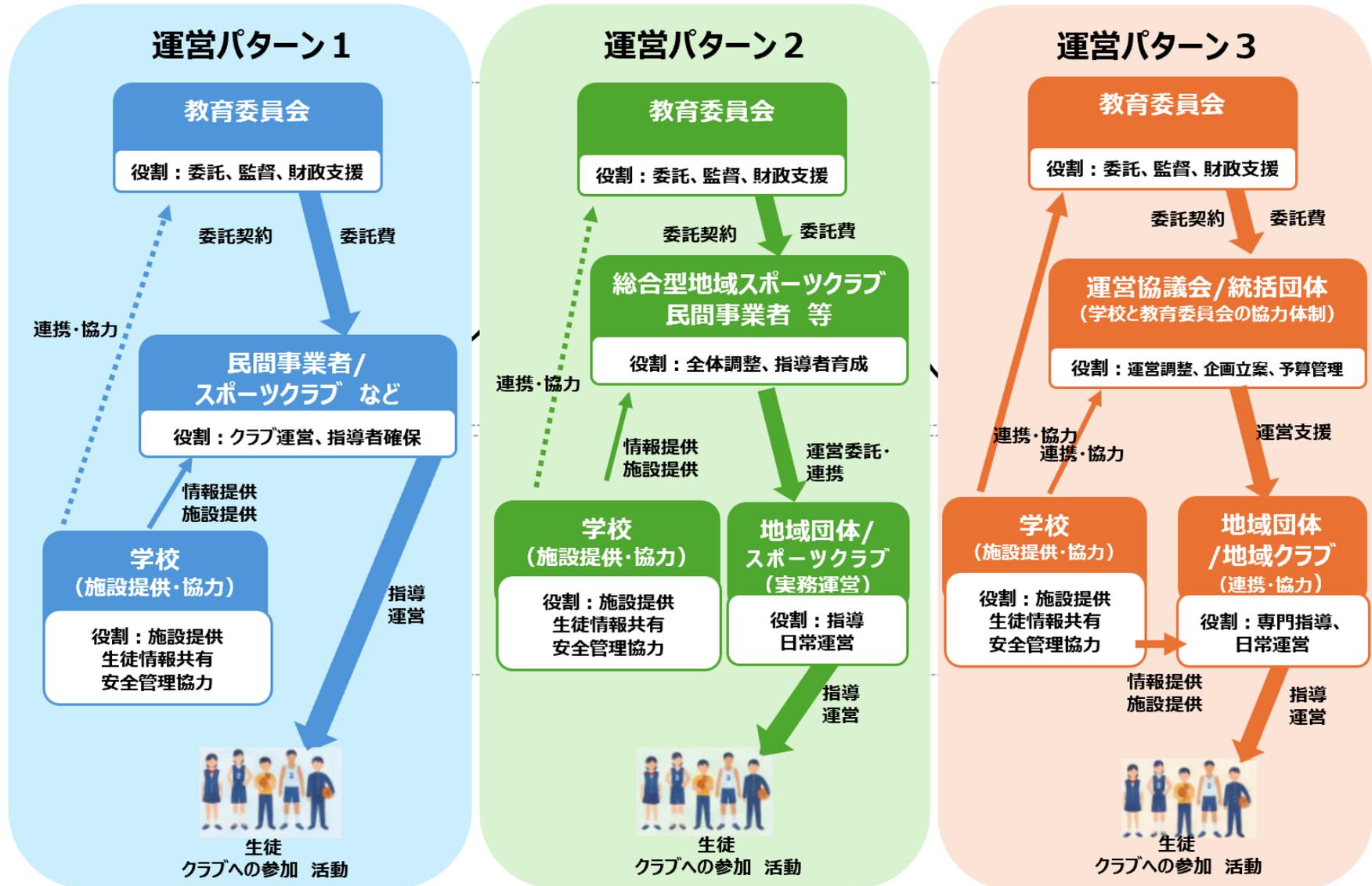
(1) 千葉県 柏市 市立中学校 21 校 生徒数 10,139 人 (R7,5)

- ・統括団体：一般社団法人 柏スポーツ文化推進協会（KSCA）
- ・令和 5 年より段階的に実施
- ・年会費 5000 円 月会費 2000 円
- ・現状委託契約はしていないが、統括団体設立に教育委員会が関与

(2) 青森県むつ市 市立中学校 9 校 生徒数 1,243 人 (R6,5)

- ・令和 5 年 4 月から MUTSUKATSU
- ・会費 1 クラブ 1000 円 別途活動費、遠征費が必要になる場合あり
- ・活動日 運動クラブ：月火木金土 文化クラブ：月火木金のうち 3 日間&土
- ・むつ市地域文化・スポーツクラブ（事務局：むつ市教育委員会地域クラブ企画推進課内）

部活動地域展開の運営体制について



実証事業の状況について

1 本市における実証事業の目的

学校で行われている休日の部活動において、部活動に所属する生徒が、専門的な指導を受けられる環境と、教員が指導に携わる必要のない体制の構築をすることにより、教員の働き方改革を推進するとともに、生徒が今後も継続してスポーツ・文化活動に取り組むことができる環境整備を行う。

2 本市における事業内容

受託団体	【地域団体等運営型】 総合型地域スポーツクラブ (わいわい夢クラブ)	【競技・文化団体運営型】 大分県ソフトテニス連盟
実施校	城東中学校・原川中学校	碩田学園
競技種目	軟式野球・男子バレー・男女バスケ	男子ソフトテニス
実施内容	休日部活動を受託団体が運営 (練習場所は受託団体が調整)	休日の練習会を開催 (練習場所は実施校)
活動時間・日数	3時間 20回程度	3時間 10回程度
指導者	クラブ指導者 兼職兼業による教員	県ソフトテニス連盟所属指導者
指導者謝金	1回 3,000円 大会等引率時 5,000円	1回 3,000円

3 実証事業における検証内容

- (1) 運営管理
 - ①活動の全体調整（活動日程、会場確保、施設カギなど）
 - ②指導者の配置・調整
- (2) 指導者確保・育成
 - ①指導者の募集・登録管理
 - ②指導者研修（安全管理、指導方法など）
- (3) 安全・リスク管理
 - ①活動中の安全対策（救急体制、熱中症対策、事故防止）
 - ②スポーツ保険や傷害保険の加入・管理
 - ③トラブル・クレーム対応
- (4) 学校との連携
 - ①学校との情報共有（生徒の参加状況、会場使用）
- (5) 教員、保護者、生徒への地域クラブ活動に対する理解

4 全国で実施されている実証事業について